

令和6年度 亀岡中学校部活動規定及び方針

1 部活動の目的

- (1) 部活動を通して体力や技術、技能等を向上させるとともに、生涯にわたりスポーツや文化に親しむ態度を養う。
- (2) 異年齢集団による自発的・自主的活動を展開することにより、自主性、協調性、責任感、連帯感など、豊かな人間性や社会性を育成する。

2 設置部活動

- (1) 体育系部活動
軟式野球・サッカー・陸上競技・ラグビー・ソフトテニス男子・ソフトテニス女子・剣道・バスケットボール男子・バスケットボール女子・バレーボール男子・バレーボール女子・卓球・器械体操
- (2) 文化系部活動
吹奏楽・学習探究・美術・家庭科

3 入退部

- (1) 部活動への入部を推奨するが、特別な事情がある場合は入部しないことを認める。
- (2) 入部の際は、顧問・保護者・担任の承認を受け、所定の用紙を提出する。
- (3) 退部の際は、顧問・保護者・担任と十分話し合った上で承認を受け、所定の用紙を提出する。

4 活動日時

- (1) 60分を1単位とし、平日(授業日)の部活動時間は、年間を通じて168単位を越えないように、計画的に活動する。
- (2) 活動日を部活動ごとに決定し、月間活動計画書を校長まで提出する。活動は顧問がついておこなう。休日の活動については、必ず顧問がついておこなう。
- (3) 活動時間帯に関しては、校時表、部活動ローテーション表にしたがう。
- (4) 放課後の活動場所の確保が困難等、特別な事情がある場合のみ朝練習を認める。なお、朝練習を行った場合は、放課後の活動は認めない。
- (5) 延長練習を希望する部は延長練習を申請することができる。延長練習の時間は完全下校後30分間とし、その15分後には完全下校をすること。また、必ず顧問がついておこなう。
- (6) テスト前の部活動休止期間は、定期テストⅠ・Ⅲの前は土日も含めてテスト4日前から、定期テストⅡ・Ⅳ・Ⅴの前は土日も含めてテスト5日前からとする。
- (7) 活動は平日2単位程度、土・日曜日及び祝日に実施をする場合は3単位程度とする。長期休養中に活動する際も、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- (8) 完全休養日を週当たり土・日曜日を含む2日以上設定する。水曜日は原則部活動なしとする。また、土・日曜日の連続した休養日を「学校の業務を休止する日」を除き、年間を通して10回以上設定する。大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で休養日を確保する。
- (9) その他特別に活動が認められていない日に活動を希望する場合は、校長の許可の上活動を行う。

5 対外試合

- (1) ロ丹中体連の「申し合わせ事項」を厳守する。
- (2) 往復に際しては、制服・体操服・ユニフォーム・ウインドブレーカー(部活動でそろえているものを含む)等を着用する。
- (3) 自転車を使用する場合はヘルメットを着用すること。